

第4回 二宮町行政改革検討委員会 次第

日 時：平成27年 7月27日（月）

午前10時00分より

場 所：町民センター 2Aクラブ室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 第4次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書（案）について

(2) その他

4. 閉 会

配布資料

資料1 第4次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書（案）

参考資料 第4次二宮町行政改革大綱（素案）

第4次二宮町行政改革大綱の体系図（案）

第 4 次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書（案）

平成 27 年 7 月 日

二宮町行政改革検討委員会

私たち二宮町行政改革検討委員会は町長からの諮問を受け、「第4次二宮町行政改革大綱」の策定に関して必要な調査及び審議を行うことを目的に、平成27年2月13日より4回にわたり検討を重ねました。大綱の策定に関して慎重に審議した意見を、次のとおり意見書として提出します。

1. 二宮町の行政改革

二宮町では、昭和62年に第1次行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、民間委託、OA化等事務改革の推進など6項目に重点を置き、改革に取り組んできました。

平成8年の第2次行政改革大綱では、時代に即応した組織・機構の見直し、行政の情報化の推進による行政サービスの向上などの6項目について重点的に取り組み、平成18年には、国の指針に基づく集中改革プランを策定し、事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託等の推進など8項目について取り組みを行ってきました。

平成22年には第3次行政改革大綱を策定し、改革の5つの柱として、「効率的な町施設の運営」、「公的サービスへの多様な担い手の参画促進」、「事業の再編・整理、廃止・統合」、「財政基盤の強化」、「人材育成の推進」に取り組んでおり、一定の成果を上げています。

2. 第4次二宮町行政改革大綱の策定に向けて

第4次行政改革大綱の策定に当たっては、これまでの行政改革の取り組みを総括した上でスタートすることが必要だと考えます。

また、これまでの取り組みの評価方法では、実態や詳細が見えづらく分かりづらいため、検討回数などのアウトプットではなく、成果（アウトカム）を目標にしていくなどの工夫が必要であるとともに、明確な数値目標が必要と考えます。

人口減少が始まっている今、考え方を変えなければ時代のスピードについていけず、町の経営はますます難しくなっていきます。

検討委員会では、このような視点から、これまでの行政改革の取り組みの方向性を継承しつつも、多様な主体と協働したまちづくりを反映させる必要があると考え、平成27年度からの4年間に対応する第4次二宮町行政改革大綱に関して、様々な視点で意見や提案を検討することとしました。

3. 検討経過

第1回 二宮町行政改革検討委員会

日時 平成27年2月13日（金） 午後2時00分 ～ 午後4時15分

内容 町の行政改革の取組みについて
二宮町の現在と課題について

第2回 二宮町行政改革検討委員会

日時 平成27年5月1日（金） 午前10時00分 ～ 午前12時00分

内容 第3次二宮町行政改革推進計画の事業評価について
第4次二宮町行政改革大綱の重点項目（案）及び
個別項目（案）について

第3回 二宮町行政改革検討委員会

日時 平成27年7月3日（金） 午前10時00分 ～ 午前12時00分

内容 第4次二宮町行政改革大綱の体系図（案）について
第4次二宮町行政改革大綱（素案）について

第4回 二宮町行政改革検討委員会

日時 平成27年7月27日（月） 午前10時00分 ～ 午前12時00分

内容 第4次二宮町行政改革大綱策定に係る意見書（案）について

4. 大綱の3つの基本方針に関する意見と取り組むべき項目について

(1) 組織体制の強化

- 組織体制を強化する上で最も重要なのは、職員全員が改革に取り組む姿勢を持つという意識改革です。役場の職場環境を見ると、書類に埋もれているように見えます。暗いイメージにもなるので、まずは意識改革と5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を基本とした明るい職場作りに取り組むことを望みます。
- 効率的な組織体制を実現するには、アウトソーシングの推進が必要と考えます。作業分析を実施することにより、インソーシングとアウトソーシングとを振り分け、可能な限り民間委託するとともに、真に取り組むべき業務に職員の力を注ぐことを望みます。
- 正規職員が行っている業務だけでなく、臨時雇用員等が行っている業務についても、雇用形態を含めた全体的な業務の見直しを図り、費用対効果を含め、人口減少に合わせた総職員数の抑制を図ることを望みます。
- 組織をスリム化するためにICT化を推進し、早く正確な業務で、町民サービスの向上を図る必要がありますが、個人情報の保護については、情報の漏洩防止体制の確立など特段の配慮を望みます。
- 単に効率化を進めるだけでなく、町民サービスが低下することがないよう、窓口サービスのワンストップ化や行政手続きの簡素化などに取り組むことを望みます。

(2) 持続可能な財政の確立

- 人口減少を見据え、公共施設を効率的に運営していくには、施設の有効活用を第一としながらも、公共施設の効果的な再配置と統廃合の検討を行うことが必要になりますが、短期的、中期的、長期的な視点を持ち、施設の維持管理計画の中で延命を行いながら統廃合・再配置することを望みます。
- 長期的な維持管理計画を策定する上で、町民や団体に管理を任せるとは、町民参画の観点からも、引き続き推進していくことを望みます。
- 持続可能な財政の確立を行うためには、歳出構造の見直しとして経費削減が優先されると考えられますが、事業の見直しについては、費用をかけるところと節約するところを見定めることを望みます。
- 長期財政計画の策定は歳入に見合った歳出を基本とし、人口減少に伴う歳入の硬直化を見据え、基本方針に掲げる持続可能な財政を確立するよう望みます。

(3) 多様な主体との協働

- 多様化・複合化・増加する業務に限られた職員数で対応するためには、主体的な活動をしている町民や団体に適切な支援を行いつつ、さらなる参画を促進し、町を支える連携体制の構築を望みます。
- 地域住民や団体による地域コミュニティ活動は、町には欠くことの出来ないものです。さらに推進し、町民全員で町を支えていく仕組みを作ることを望みます。
- 特に福祉の分野では、今後高齢化率がますます高くなることを踏まえ、町民ボランティアの関わりを推進するとともに、ボランティア活動が健康寿命の延伸につながるよう、二宮町の独自の取り組みを望みます。
- 産・官・学の連携によるまちづくりについては、官学連携の推進から中学・高校生など中等教育機関とも連携を図り、より多くの学生ボランティアがまちづくりに参画できるよう取り組むことを望みます。
- 情報の透明化のためには、発信力の強化が必要と考えます。開示、公表するものが時期を逸したものではありません。情報を得る側の立場に立って速やかに情報発信を行い、町民との情報共有が図れるようにしていくことを望みます。

5 おわりに

人口減少と少子高齢化の進展により税収が減少し民生費が増大するなど、地方自治体では今後益々厳しい財政状況が続くものと予想されております。人口減少の中、定住人口を確保していくことも町の施策として考える必要があります。

また、団塊の世代の方々が全て後期高齢者になる2025年問題に対応していくためには、町全体として職員・町民が力をあわせていかなければなりません。

町におかれましては、検討委員会での意見を庁内で共有し、「第4次二宮町行政改革大綱」の策定にご反映いただきますとともに、改革による成果を確実に上げるために、取組みに対して定性的ではなく、定量的な町民に理解しやすい明確な目標設定を行い、個別項目を着実に実行されることを望みます。

また、進捗状況等についても町民がわかりやすいように公表し、その必要性や意義を十分説明する中で、行政改革に対する理解と協力を得ることが必要不可欠だと考えますので、町の全職員が一丸となって行政改革に取り組む強い意志を持ち続けることを期待いたします。

二宮町行政改革検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町行政改革検討委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、二宮町行政改革大綱の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町行政改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間の企業経営者または経験者
- (4) 行政経験を有する者
- (5) 公募の町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合には後任者を充て、任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が不在のとき、または会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

二宮町行政改革検討委員会名簿

No.	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	後 藤 伸	1号 学識経験者	会長
2	手 塚 明 美	1号 学識経験者	副会長
3	廣 上 正 市	2号 庁内の公共団体等の代表者	
4	柳 川 幸 司	3号 民間の企業経営者または経験者	
5	佐 久 間 良 輔	4号 行政経験を有する者	
6	水 口 圭 三	5号 公募の町民	
7	露 木 孝 子	5号 公募の町民	
前委員	石 黒 賢 路	2号 庁内の公共団体等の代表者	

第1回二宮町行政改革検討委員会 会議要旨

出席 7名 後藤伸委員、手塚明美委員、石黒賢路委員、柳川幸司委員、佐久間良輔委員、水口圭三委員、露木孝子委員

傍聴 2名 町職員 政策部長 事務局 政策部企画政策課 3名

■会議概要

1. 開会

2. あいさつ

3. 委嘱状の交付

4. 自己紹介

5. 会長及び職務代理の選出

会長を後藤伸委員、職務代理を手塚明美委員に決定する。

6. 議 題 【質疑・意見など】（※◎は会長、○は委員、●は事務局の発言）

(1) 町の行政改革の取組みについて

○過去の行政改革には同様の項目があるはずである。トレンドを継承して検討した方が良い。次どこからやっていいかわからないと思う。継続性が必要なのでは。

●年度ごとの評価は行っており次年度早々には報告できるが、現状で未実施の項目をそのまま入れることは避けたい。

○これまでの大綱の中で改革が達成できた項目は何か。達成できた項目が成功事例となる。二宮町に合った方向性を持つ項目であると判断できる。

●需要に応じた施設の開館を実施した。温水プールの利用・施設の集約化・公共施設白書の作成を行い、再配置に向けた取組みを行っている。

○人口減少により、考え方を変えないと町の経営は難しくなる。企業の考え方は人口が1割減るだけで大きく変わってしまう。

◎人口による税の増減の推移は把握しているのか。入りと出のバランスのどこをいじったらいいかわからないと思う。

○事業1つ1つが理解できれば行政改革すべきものが理解できると思う。また、評価システムを今後どのようにしていくのか。わかりやすいのが良いと思う。

○事務の効率化が重要では。作業効率・事務の効率化をはかるため、不要な業務を見分けるワークサンプリングを行い、数値化していくと良い。

●これまでの事業の評価についてはホームページで公表しているので確認して頂きたい。

◎これまでの大綱のP D C Aが明確に見えてこないなので、今回の大綱は数値目標を明確にすることが必要である。

(2) 二宮町の現在と課題について

●基本方針は3項目に絞っている。視点を大きなものにしていきたい。人口が減る時代になるので、組織・財政・町民の力の3つに視点を置く。前回と整理の仕方を変えている。

◎計画年度に対し目標立てはするのか。

●実施計画にて個別の目標を設定する。

○業務に対する意識改革を重視した方が良い。まずは職場を明るくすべきである。役場は暗いイメージがある。また、書類の中に埋もれてみえる。民間には無い光景である。また、人材育成をしていかななくてはならない。人材育成がサービスの向上に繋がると思う。

○時代に合ったとは、どこに尺度を合わせていくのか。

●質の向上としてのダウンサイジングを目標としている。

○効率向上を目指すのは良いと思う。時代に合ったものであると思う。

○ルーチングワークは事務としてあると思うが、正確で早く人件費を少なくするために、I T化を企業は導入している。

●I T化は個別施策に入れ込んでいきたい。今回は大枠の柱を検討していただきたい。

○経費削減に目が行くと思うが、費用をかけるところと節約するところを考えなくてはならない。

○職員の意識改革も必要であると思う。

◎I T化は良いが、フェイス・トゥ・フェイスの事務が中心となるのは難しいと思う。

○地方分権が進む中、効率性を高めるため、作業分析を行う必要があると思う。

◎施設の統廃合について、具体的に目標年次等方針はあるのか。

●公共施設の再配置計画において実施をしていく。3原則に照らしあわせて実施していく。

○財源は何かあるのか。

●教育施設が多くしめている。今後どのように統廃合等整理していくかが今後の課題となる。

○財政面において削る所の見定めが重要であると思う。

○高齢化率が今後高くなる。健康寿命を延ばす施策の検討が必要であると思う。

1歳寿命をのばすと効果がどれくらいあるのか考えてみてはどうか。

◎行革の方針にこの様な方針を入れ込むことはできるのか。

○高齢化により健康保険料の増加も関係してくる。町は社会福祉協議会と連携した福祉施策の検討・サロン事業の効率化をはかる必要があると思う。

○総合計画と連携した行政改革とあるが、考え方は相反するため、関係性を検討した方が良い。

○町民の協働について、町民ではなく多様な主体の方が良い。町民の他にも協働していく場面がある。

○協働の定義の確認が必要である。協働とはお互いが対等の立場・もてる力が対等という意味である。

○多くのセクターとの関わり・外へ出す様なイメージであれば『多様な』の言葉が適切であると思う。

○協働に対する良い事例を紹介していただくとイメージがわくと思う。

●現在町民課でおこなっている町民活動推進補助金についても検討が必要であると考えている。

○事業の運営費等が行政改革により改善されるのであれば推進していくべきであると感じる。

(3) その他について

●事務局で本日の意見をまとめ、町の行革改革本部で柱を決めていく。次回報告を行う。

●次回会議は4月中・下旬頃を考えている。また、資料は事前送付を行う。

7. 閉 会

第2回二宮町行政改革検討委員会 会議要旨

出席 7名 後藤伸委員、手塚明美委員、廣上正市委員、柳川幸司委員、佐久間良輔委員、水口圭三委員、露木孝子委員

傍聴 3名 町職員 政策部長 事務局 政策部企画政策課 3名

■会議概要

1. 開会

2. あいさつ

3. 議 題 【質疑・意見など】（※◎は会長、○は委員、●は事務局の発言）

(1) 第3次二宮町行政改革推進計画の事業評価について

○評価方法について定性的な評価では実態や詳細が見えない。定量評価をした方が良い。

●個別の評価についてホームページで掲示しています。その中で詳細については確認できます。

○参考でつけている個別評価の取組み目標についての設定方法が良くない。検討回数などのプロセスではなく、成果を目標とするべき。

○今後の検討委員会の予定の確認をしたい。

●今回を含め、あと3回予定しています。1回目の前回は基本方針の検討、本日の2回目は重点目標と個別項目の検討、3回目は個別項目と具体的な取組みの検討、4回目は意見取りまとめと提出予定となっています。

◎資料1の今後の方向性にある廃止についてはどのようになるのか。

●第3次二宮町行政改革の進捗を踏まえて判断して廃止としています。

検討していく中で廃止だった項目が追加となることもありえると思います。

◎資料1の事業評価については報告と言う形によろしいか。

●そのとおりです。

◎資料1の見直し又は継続は資料2に記載があるということだが、資料2において個別項目のNo.がふられてないものについて確認したい。

新しい項目として起きているものか。

●第3次行政改革の中で該当する項目がなかったものが、第4次行政改革で新規に追加して取組みをしたい項目となります。

○No.23 産学公は手段であって、何を目的に実施しているかがわからない。

●目的については様々なことが考えられますが、資料2においては『多様な主体との協働』として行政改革の基本方針に位置付けをしています。

(2) 第4次二宮町行政改革大綱の重点目標（案）及び個別項目（案）について

○依存財源とは何か。

●依存財源は町単独の財源だけでなく、国・県補助金の該当する財源を活用していくものになります。

○基本方針の『多様な主体との協働』について、個別項目における『町民参画の仕組みづくり』の対象は個人、グループ、団体となっているのか。個人、グループ、団体と分けて、町の人全員が町を支える様、別に考えた方がよいのではないか。

●『町民参画の仕組みづくり』については、具体的な取り組みの中で個人とグループなどの分け方についても検討していきます。

○今後の行政改革の中で方向性を示しておく必要があると思われる。

町民参画については地域福祉計画など、他の計画と行政改革の中でボランティアの関わり方などの部分でかみ合わせていかないといけない。

○防犯灯LED化が実施できたから廃止にするより引き続き確認作業は町民で行う必要があるのではないか。

●防犯灯の点検等は地区との業務フローとしてはできています。第3次行政改革では管理経費を含めて移管を検討していましたがLED化ができたため管理経費を地区に移管する必要がなくなったことで廃止としています。

◎重点目標、個別項目について何か意見があれば伺いたい。

○『アウトソーシングの推進』を重点目標として起こす必要があるのではないか。

『規制緩和』についても項目として起こす必要があると思われる。

例えば、駅前の高さ制限の変更などコンパクトシティを考えるのであれば、ある程度規制緩和を検討する必要がある。

○規制ができた背景として駅前の吾妻山周辺にマンション計画があり景観の観点も含め、規制を設けたのではないか。

○駅前の規制緩和は行った方がよいのではないか。

例えば二宮小学校を移転等した場合、移転後の土地利用を考えれば規制緩和をして有効活用した方がよい。

○民間は売上げを増やすことを考えないと経費を削減するばかりでは潰れてしまう。

◎規制緩和については様々な意見があると思う。

具体的な規制緩和方針をこの検討委員会で議論するのは慎重にした方がよいのではないか。

○消滅可能性都市に二宮が入っている。人口減少が原因で人口を増やすことを考えることが必要なのではないか。

●全国的な人口減少を受けて今後の長期人口ビジョンを作成し、今後5年間の総合戦略を策定していく予定です。

○『公共施設の統廃合・再配置』ではなく施設の有効活用をするべきではないか。

●規制緩和については資料2 具体的な取り組みの中の『まちづくり条例の制定』と『町民活動推進条例の見直し』で必要性を検討していきます。

『人件費の削減』の具体的な取り組みの中の『委託化の推進』でアウトソーシングを検討していきます。

『公共施設の統廃合・再配置』については項目を変更していきます。

○『人件費削減』の具体的な取り組みの中でのアウトソーシングでは矮小な計画に受け取ってしまう。

アウトソーシングは仕事の見直しが主となるため、具体的な取り組みでは足りない。

●重点目標、個別項目に民間活用として入れた方がよろしいですか。

○民間活用ではなくアウトソーシングの推進や業務の見直しとしての表現がよいのではないか。

○『多様な主体との協働』にいれたらどうか。

○『組織のスリム化』の中で行うことが必要であり、協働とは違うと思う。

○公園愛護会などは協働でいいかと思うが主とするアウトソーシングの推進は直接雇用の削減などで組織のスリム化に当たるのではないか。

○企業との協働ではどうか。

○企業はビジネスで実施しているため協働ではない。

○神奈川県の情報化の推進について二宮町は実施しているか。

電子化の推進はどの様になっているか。

アウトソーシングの体制の強化は通常業務を実施しながら新しい事を考えられる人材の確保につながると思う。

町村情報システム共同組合で手続きの共通化の実施を行うことなどにより新しい業務を行う時間が作って行けると思う。

優秀な人材の確保、人件費の削減だけでは町が衰退していってしまう。

●アウトソーシングについては個別項目の中で整理していきたいと思います。

町村情報システム共同組合の電子化は町民サービスの向上の行政手続きの電子化に入っていると考えています。

『人件費の削減』については人に係る経費を減らしていくこととして個別項目で考えています。

○減らすという視点だけでなく優秀な人材活用という視点で項目設定をしていく必要があるのではないか。

●人材活用として項目を検討していきます。

◎個別項目の『人件費の削減』は『効率的な組織体制』の実現の中で業務の見直しとしてアウトソーシングの推進をしていった方が良い。

『人件費の削減』では目標数値の設定が難しいのではないか。

○『組織の見直し』は既に実施しているため改めて項目をおこす必要はないのではないか。

○重点目標の『効率的な組織体制』の実現は『業務処理の効率化』とした方がよいのではないか。

○基本方針の『組織体制の強化』は、『組織体制の効率化』だったのではないか。

●『時代にあった組織体制の最適化』を『時代にあった』という点を削除し、『最適化』を『強化』に変更するとの議論が前回の会議であったと思います。

○『強化』を『最適化』に変更したら良いのではないかな。

●『最適化』とは何に対して最適化と前回議論になり、変更したと記憶していません。

○『組織体制の強化』よりは『スリムで強靱な』というような表現はどうか。

○組織を最初から目標で見直すよりは業務を見直すということではないかな。

『組織体制の強化』を基本方針とするよりは『業務処理の改善』ではないかな。

◎この部分は次回、再度議論をしたいと思います。

重点目標の『情報の透明化』が項目としてあがっているが、個別項目の『町民サービスの向上』の具体的な取り組みに『行政手続の電子化・ネットワーク化』があるが違いは何か。

●個別項目の『窓口サービスの向上』については行政の欠かせないサービスの向上を意図としています。『多様な主体との協働』の中に『情報の透明化』があります。オープンにすることで町の発信力の強化をすることで基本方針に繋がっていくとして項目を起こしています。

◎数値目標設定のイメージがわからない。

○情報開示請求等も数値目標に入ってくるのではないかな。

●そう考えています。

○町の財政が硬直化していく中で、収入に応じた支出をしなければならないが行政改革に反映がされていないと思われる。

○『組織のスリム化』で検討することも必要であるが財政の厳しい中で公共施設の維持管理の確保が必要と思う。また、民生費を抑制し、支出を如何に減らすか大事になってくると思う。

○『町民参加の仕組みづくり』の充実を図るような項目を増やしていった方が良い。

具体的な取り組みにある『地域コミュニティ活動の推進』だけでは少ないと思う。

◎今後の予定についてはどうなっていくか。

●今回の議論を踏まえて基本方針、重点目標を修正し、次回は個別項目、具体的な取り組みを議論していただく予定です。

また、大綱のイメージを次回の検討委員会で示していきたいと思います。

○次回、規制緩和の検討を議論していきたい。

◎駅前規制緩和は今回の検討委員会で取り上げていく項目ではないと思うがどうか。

○中身は別にして規制緩和を入れていくかどうかを検討していきたい。

◎議論として取り上げ、行政改革として取り上げるべきかどうか判断していきたいと思います。

(3) その他について

- 事務局で本日の意見をまとめ、次回報告を行う。
- 次回会議は5月下旬6月上旬頃を考えている。また、資料は事前送付を行う。

7. 閉 会

第3回二宮町行政改革検討委員会 会議要旨

出席 7名 後藤伸委員、手塚明美委員、廣上正市委員、柳川幸司委員、佐久間良輔委員、水口圭三委員、露木孝子委員

傍聴 4名 町職員 政策部長 事務局 政策部企画政策課 3名

■会議概要

1. 開会

2. あいさつ

3. 議 題 【質疑・意見など】（※◎は会長、○は委員、●は事務局の発言）

(1) 第4次二宮町行政改革大綱の体系図（案）について

◎まず、基本方針の案について決めていきたい。

○業務の効率向上を基本方針としてあげたらどうか。

抽象化・簡素化されているためKPIを行うように具体的な表現にする必要がある。

行政が行う取組みとしては特にIT化が必要と思われる。

◎業務の効率向上は重点目標や個別項目などに効率という記載が重複してしまうのではないか。

○スリムで強靱な組織の確立ではないか

業務そのものをどう考えるかをテーマにしないと効率向上の体制づくりが必要と思う。

◎スリムを基本方針で表現すると重点目標や個別項目にすでに使われている。どちらかを削除しなければならない。

○最適化は抽象的すぎて行政改革には定まらない。

○全体を網羅した基本方針を設定するべきではないか。

●基本方針で細かく具体化するつもりではない。

推進計画の数値目標は前回具体的な取組みで数値目標を設定しているが、今回は個別項目に数値目標を設定します。

○行政サービスをどのように設定していくかを基本方針で表現していくのではないか。そこを追求する言葉にするべき。

○行政サービスと民間サービスの質の違い近年は効率に重点を置いている。効率性を高める必要性はあるが、効率を基本方針として使用していいものなのか。

○基本方針で効率は今まで使ってきていないと聞いている。

○基本方針はある程度町民も含めてわかりやすく抽象的な表現にする必要がある。

○検討委員会で組織の効率について提案しているが、検討委員会ではリストラを提案していると思われるのではないか。

○企業の行政改革は経営改革になると思われる。企業は収入が減る場合は考えるが、収入が増える場合はほとんど考えていない。

○会社では5Sが基本となっている。町も5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）について考えるべき。

○基本方針である程度抽象的であっても、大綱に詳細が記載されるものでカバーされればよいと思う。

○PDCAに置き換えると現在話している効率の議論はDOにあたる。今回はPLANのテーマのため案の中で決めていくべき。

◎経営ではひと・もの・かねで分ける。かねは2つ目の基本方針にあたる。ひとは3つ目の基本方針にあたる。ものに例えるのは難しいが組織と置き換えると1つ目の基本方針にあたるので、案1組織体制の強化ではどうか。

案2組織体制の最適化にすると基本方針で何に対する最適化かと疑問が発生しやすい。

案3スリムで強靱な組織体制の確立はスリムの記載が重点目標にあるため適さない。

個別項目及び具体的な取組み

○町民サービスの向上で中身の内容が解りづらいのでわかりやすくした方が良い。

◎町民目線にたった情報の伝え方の表現にする。

○アウトソーシングの推進は職員数の削減、人件費の削減にならないのではないかな。

●個別項目に人件費の削減があったが議論の中でアウトソーシングの推進を個別項目にしていった経緯があり、具体的な取組みを推進することによって全体の人件費を削減していくイメージを持っている。すべての業務を職員でやっていくのではなく、外に出せる業務は出していく。

○業務の見直しがアウトソーシングにあたるため、職員の削減では品が無い。

非常勤職員の雇用が多いと聞いている。可能な業務はアウトソーシングをするべき。

行政改革で検討している内容に逆行しているようなことが見受けられる。

○アウトソーシングの推進は歳出を減らすための手段と考えるため、財政に持ってくるべきではないか。組織の枠組みに持ってくるのは違う気がする。

○前回議論した事項に戻っている。

◎内部組織の中で業務を見直しアウトソーシングしていくと考えている。

人件費を抑制していく記載に変えてはどうか。

また、非常勤職員についてどうするかを含めて具体的な取組みに項目を起こしてはどうか。

○雇用の見直しとして追加してはどうか。

公共施設の委託業務の一元化はどういう内容か。

●例えばラディアンの委託はA社、役場の管理はB社など部署が違うことによって、発注が違っている。経費の削減を検討した場合、同様な業務は一括発注して削減していく。

○一括発注は効果を含めて慎重に考えた方が良い。

○公共施設の効果的な再配置についてどういう内容か。

●施設の有効活用を検討するべきと議論があった。

○統廃合は避けられないことが見えているため、統廃合は表記したほうがよい。

◎統廃合の決定機関はどこで決めるのか。

●町が決定機関になる。もちろん町民の方と議論を重ねていくし、議会にも諮る。

◎なぜ統廃合とならなかったか。

●前は統廃合として表記があったが、言葉として強すぎるという議論だった。

○最初から統廃合を考えるのではなく、施設の有効活用を考えていく中で、最終的に統廃合を検討していくものではないか。

○委員会として問題提起する意味で統廃合を表記する必要がある。表記しないと組織の中で議論していかない可能性がある。

●公共施設白書の中で改修しなければならない施設を記載している。今後は個別にどうしていくかを議論していく段階になっている。具体的な取り組みでは再配置の全体計画や実施計画を記載している。

◎統廃合を表記した場合、大綱の中で重みを持っていく。

統廃合を表記した時の数値目標のイメージと入れない場合の数値目標のイメージをどう考えていくか。

○統廃合ありきになると短絡的な目標になる。例えば学校3校を2校となってしまうと思う。長期的な維持管理計画の策定をするために効果的配置の方がよろしいのではないか。

◎統廃合が目的になると廃止が先行してしまうという意見と、委員会の提案としての統廃合を表記したらどうかという意見がある。

○財政的に厳しいから統廃合をしていくと表記した方が良い。

○施設の維持管理計画の中で延命を行いながら、統廃合・再配置を検討するのであれば良いのではないか。

○町民や団体が公共施設の維持管理に携わっていくことも可能なのではないか。

●委員会の意見を取りまとめた内容は個別項目や具体的な取り組みとして大綱に記載していく。

○収納の強化と受益者負担の適正化はわかりづらい。

○収納の強化は未収納者からお金を徴収していくという意味。

○受益者負担は住民票の発行料金等のお金のこと。

○お金を取ることは財源を助けていくものなのか。精神的なものか。

●例えば、本来、下水道料金の受益者負担は100%とするものだが、町独自の裁量で設定している。

○公共施設維持管理の効率化の項目は削除してもよいのではないか。

歳出削減にあたるが、組織体制の強化のアウトソーシングの推進の中で考えているのでいらないと思われる。

◎組織の中で業務のアウトソーシングを検討し、機構としてスリム化を考えている。コスト面を考えただけのアウトソーシングではない。

○職員数の削減は削除してもよいのでは。

●業務内容の見直し、雇用形態の見直し、人件費の抑制と表記していく。

○今後、民生委員や社会福祉協議会と連動した健康づくりの推進も必要である。

○地域コミュニティ活動の推進で幅広く網羅できる。

○公共施設の維持管理を意見があったが維持管理者の位置付けを町民参画と連動するのは必要と思う。

●現在取組みをしているのでより推進していく。

公共施設維持管理の効率化は項目としては外していく。

○産官学の連携によるまちづくりは高校生が入っていないため、高校生などの学生ボランティア表記をしていった方がよい。

◎中等教育機関と位置付ければ中学生も含まれるので追加したらどうか。

○情報の透明化は町民との情報共有の推進はどういう内容か、また、相談窓口の一元化は町民とのワンストップサービスのイメージで良いか。

◎情報発信力の強化とイメージしている。相談窓口の一元化はまさしく、ワンストップサービスを含めた内容。

○情報は鮮度が大事の為、スピーディに発信して欲しい。

規制緩和

●規制緩和は次回議論となっていたが、例えば高さ制限の話があったと思うが、都市計画決定による高度地区は町決定となっている。都市計画法上の規定になっており、除外規定は、一定の条件を満たせば可能となっている。

今後、まちづくり条例の中でも町民提案制度を検討しているため、その中で議論が可能になってくるものと思われる。提案をもとに都市計画審議会の中で議論すべき内容となる。そのようなことから規制緩和については行政改革で検討すべき事項ではないと判断した。

◎事務局の説明であったとおりに見送りたい。

○人口減対策を考える際には、町外から投資の流入の障害になりそうなものは高さ制限などの規制改革を考える必要がある。

例えば、百合が丘の県営団地の建て替えや東大跡地などのスクラップアンドビルドする上での新規計画ではこれらの規制がマイナスになる可能性がある。総合計画で議論していくものだが、行政改革でも触れていくことが必要と考える。

◎検討委員会として提案はしていかないが、行政改革検討委員会の委員から規制緩和の発言があったと報告に記載するようになる。

提案には議事録などを添付していく形式にしたらどうか。

○今後の流れについて

●これまでの3回のまとめたものを次回会議までに送付します。

○議論した内容まで網羅したものになるのか。

●委員会から提案事項については詳細の経過まで記載していく。

(3) その他について

●次回の二宮町行政改革検討委員会第4回は7月27日月曜日午前中に開催します。

7. 閉 会

第4次二宮町行政改革大綱（素案）

（平成27年度～平成30年度）

平成27年9月

二 宮 町

目 次

I	第4次二宮町行政改革大綱策定について	1
1	町をとりまく社会環境とその課題	1
2	行政改革の必要性	2
II	大綱の基本的な考え方	2
1	取組みの視点	2
2	これまでの行政改革の取り組み	2
3	三つの基本方針	2
III	改革の取り組み事項	4
1	7つの重点目標と個別項目	4
(1)	効率的な組織体制の実現	5
(2)	人材育成の推進	5
(3)	歳出構造の見直し	5
(4)	財源の確保	6
(5)	施設の効率的な運営	6
(6)	町民参画の促進	6
(7)	情報の透明化	7
2	取り組みの期間	7
IV	進行管理	7

I 第4次二宮町行政改革大綱策定について

1 町を取り巻く現在の社会環境とその課題

国では2008年をピークに人口が減少傾向となっており、あわせて少子高齢化が進展していることにより、今後、生産年齢人口が大幅に減少し、労働力の減少、地域経済の低迷が確実であると言われております。また、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年に向けた対策が急務であるとされております。

そこで、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、首都圏への人口集中を是正し、若い世代が安心して就労・結婚・子育てを行うことができ、地方が特性を生かした施策が実施できるように平成26年12月にまち・ひと・しごと創生法による総合戦略を策定しました。

当町においても人口減少、少子高齢化が進み、現在の高齢化率は約32%で自治会単位によっては既に50%を超えるところもあり、対策が急務となっております。

町では地方創生法を受け、地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に策定することとしていますが、町には、大きな産業や大学等はなく、働く場所の確保等が難しいため、特に15歳から30歳前後の人口の流出が多い状況となっており、それに伴って、町の財政状況は引き続き厳しい状況になることが予想されます。

今後、更に厳しくなる財政状況では、人口が増加していた時代にかけて整備した公共施設の機能を維持・更新していくことは非常に困難であるとともに、同時期に宅地造成された地域では、空き家・空き地が数多く存在し、未利用町有地や空き家・空き地を含めた既存ストックの有効活用によるまちづくりの検討が必要になると考えています。

町をとりまく社会環境は厳しい状況にありますが、一方で、地方への権限移譲、町民ニーズの多様化などにより、様々な状況に迅速かつ的確に対応できる効率的・効果的な行政運営が求められています。

今後予想される町の課題

- 人口減少における自主財源（主に町民税）の減少
- 生産年齢の減少（働く場所の確保等の厳しさ）
- 高齢化に伴う社会保障費用の増大
- 過去に建設された公共施設の老朽化に伴う施設の更新・複合化・統廃合
- 未利用町有地の利活用（東大果樹園跡地・国立小児病院跡地）
- 空き家・空き地等の適正な管理と流通の促進
- 多様化する町民ニーズに対応した効率的な行政運営

2 行政改革の必要性

「行政改革」は、総合計画に掲げる町の将来像の実現を柱に、取り組むべき改革の方向を示した指針となります。

多様化する課題に対応しつつ、行政の内部を再点検し、効率的、効果的な行政運営を行うことのできる体制の整備を行う必要があり、併せて町民との協働によるまちづくりをより一層推進し、第5次二宮町総合計画に掲げる町の将来像を実現するために、第4次二宮町行政改革大綱を策定します。

II 大綱の基本的な考え方

1 取り組みの視点

町の総合的な指針である「第5次総合計画」における町の将来像「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向けて、多様化する行政ニーズや新たな課題への対応、行政運営の改善について、その重要性を踏まえた上で、短期的に効果を生み出す取り組みだけでなく、10年先、20年先の将来に効果が現れる取り組むべき改革の方向を示します。

2 これまでの行政改革の取り組み

二宮町では、昭和62年に第1次行政改革大綱、平成8年に第2次行政改革大綱、平成18年には国から示された指針に基づく集中改革プランを策定し、平成22年には第3次となる行政改革大綱を策定して行政改革に取り組んできました。

3 三つの基本方針

この大綱に基づく改革の推進にあたっては、これまでの取り組みを踏まえつつ、特に次の三つの基本方針に重点を置き、取り組んでいきます。

1. 組織体制の強化

日々、事務の増加が見込まれる中で、効率的な組織体制の実現と人材育成の推進を図り、より組織体制を強化していきます。

2. 持続可能な財政の確立

将来に向けて安定した財政運営を行うため、歳出構造の見直し、財源の確保、施設の効率的な運営を図り、持続可能な財政を確立していきます。

3. 多様な主体との協働

町民活動などを推進するため、町民参画の促進や情報の透明化に努め、町民や団体がまちづくりに取り組みやすい多様な主体との協働の仕組みづくりを確立していきます。

昭和62年 第1次行政改革大綱

- ・事務事業の見直し
- ・民間委託、OA化等事務改革の推進
- ・組織・機構の簡素合理化
- ・事務能率向上運動の推進

- ・補助金及び報償費の統廃合
- ・長期財政計画による公共施設整備の推進

平成8年 第2次行政改革大綱

- ・事務事業の見直し
- ・時代に即応した組織・機構の見直し
- ・定員管理及び給与の適性化の推進
- ・効率的な行政運営と職員能力開発等の推進
- ・行政の情報化の推進による行政サービスの向上

- ・会館等公共施設の設置及び管理運営

平成18年 集中改革プラン

- ・事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ・民間委託等の推進（公の施設）
- ・定員管理の適性化

- ・手当の総点検をはじめとする給与の適性化
- ・第三セクターの見直し
- ・経費節減等の財政効果
- ・地方公営企業（下水道事業）

- ・民間委託等の推進（公の施設以外の施設、その他の事務）

平成22年 行政改革大綱

- ・事業の再編・整理、廃止・統合
- ・人材育成の推進

- ・効率的な町施設の運営
- ・財政基盤の強化

- ・公的サービスへの多様な担い手の参画促進

平成27年 第4次行政改革大綱

～ 三つの基本方針～

組織体制の
強化

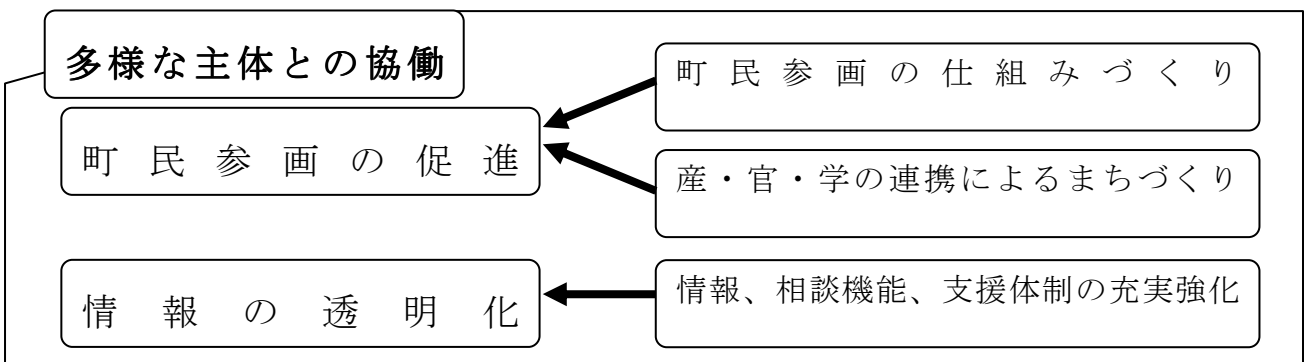
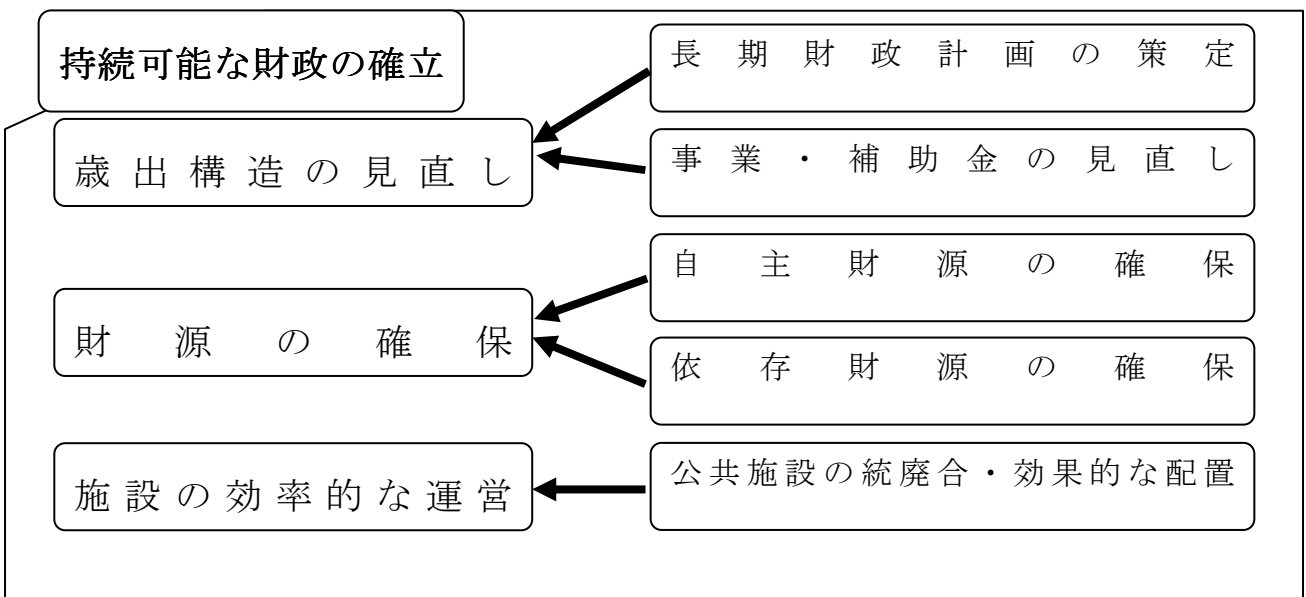
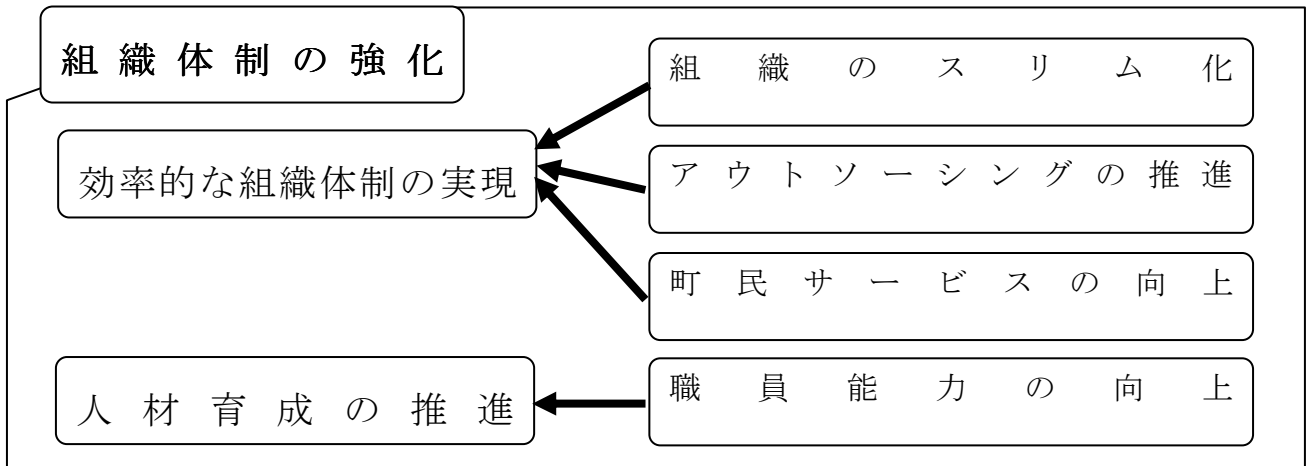
持続可能な
財政の確立

多様な主体
との協働

Ⅲ 改革の取り組み事項

1 7つの重点目標と個別項目

この大綱では、これまでの町をとりまく社会環境、課題などを踏まえた上で、行政改革に関する取り組みについて、3つの基本方針に沿って次の7つの重点目標と12の個別項目を定めます。



(1) 効率的な組織体制の実現

町民へのよりよいサービスの提供や多様化する課題へ対応できる時代にあった体制を確立し、職員一人ひとりが力を最大限発揮できる効率的な組織をつくるため、次の取り組みを実施します。

ア. 組織のスリム化

機構の見直しを図り、管理職の削減、給与体系の見直し、職員の適正配置に努めます。限られた職員数で運営する効率的な組織を実現するため、町民サービスの向上を図るため、広域的行政の推進を図ります。より効率的な業務処理が行えるよう、ICTを活用した業務改善を図ります。

イ. アウトソーシングの推進

業務内容を見直し、窓口業務の事務処理などにおいて民間の活力を注げるよう委託化や指定管理者制度の導入を推進し、雇用形態の見直しも図ります。あわせて人件費の抑制を行いながら限られた職員数で新たな課題に対する取り組みが行える体制整備を図り、政策・施策の立案に注ぐ職員の力を集めます。

ウ. 町民サービスの向上

多様化・複合化する町民ニーズに対応するため、窓口サービスの向上としてワンストップ化やコンビニでの証明書発行など、行政手続きの電子化・ネットワーク化を推進していきます。

(2) 人材育成の推進

組織の力を十分に発揮するためには、組織を構成する人の力を引き出し、行政運営に携わる職員一人あたりの質を向上させることが重要です。職務に対する意欲の向上を図るような人事評価や研修を通じ、職員自ら意欲的に質の向上を図るような組織を目指します。

ア. 職員能力の向上

人材育成基本方針を策定し、職員レベルに応じ必要とされる能力を明確に示し、方針に沿った研修計画のもと職員研修の充実を図ります。特に、行政運営に必要不可欠なマネジメント能力や、専門性を高める能力向上のための研修を効果的に活用して人材育成を行います。

平成20年度から試行している人事評価について、現在行っている能力評価を検証し、本格的な導入を行います。

専門職や再任用職員など多様な人材を積極的に活用し、ベテランの持つ専門的な知識や経験を確実に伝えていきます。

(3) 歳出構造の見直し

将来にわたって安定した行政運営を行うために、歳出構造を見直し、人口減少を見据えた長期財政計画の策定を行います。併せて事業・補助金等を見直しを引き続き行います。

ア. 長期財政計画の策定

少子高齢化と人口減少に伴う税収減少を見据えて、町債残高を計画的に削減するとともに、同様の業務をまとめて発注するなど、工事・委託・物品調達などに係るコストを、全体として縮減します。

イ. 事業・補助金の見直し

事務事業の継続的な見直しや各種補助金制度の抜本的な見直し、透明性の確保を図ります。イベント事業のスクラップ・アンド・ビルド、行政評価結果の予算への反映を行います。

(4) 財源の確保

安定的な自主財源を確保し、適切に管理、運用するとともに新たな財源の確保に努めます。

ア. 自主財源の確保

適正な課税と税負担の公平性を確保し、収納率の向上を強化するなど、滞納対策を強化して町税の確保に努めます。また、受益者負担を原則とし、使用料・占用料などについて、適正化を図ります。施設については、稼働率の向上による使用料の増加を図るとともに、未利用地についても整理活用を図り、財源の確保に努めます。

イ. 依存財源の確保

自主財源以外にも、国や県の交付金、財団などの補助金などについて研究し、ふるさと納税なども含め、新たな財源の確保に積極的に取り組みます。

(5) 施設の効率的な運営

持続可能な公共施設の運営をしていくために、統廃合や有効活用の検討や仕組みづくり、維持管理の効率化を図るため、次の取り組みを実施します。

ア. 公共施設の統廃合・効果的な配置

公共施設の利用状況や更新時期などを検証し、限られた予算で効果的に配置するため、公共施設再配置計画の策定・推進をします。また、長期的な視点を持った公共施設再配置・統廃合に係る実施計画を策定するとともに、長期的な維持管理計画を策定し、必要な財源の確保に取り組みます。また、維持管理にかかる経費や時間

を削減し、効率化を図るため、町民や民間の活力を注げるよう仕組みづくりを推進します。

(6) 町民参画の促進

多様な主体と協働したまちづくりを行うために、町民をはじめとした町民参画の仕組みづくりの確立、産・官・学の連携体制の仕組みづくりを行います。

ア. 町民参画の仕組みづくり

地域の課題に対し地域が主体的に活動しやすくなるよう地域コミュニティ活動を推進するとともに、まちづくりの多様な担い手として、町民や団体が主体的に活動しやすくなるよう、ボランティア窓口の一元化や二宮町町民参加活動推進条例の見直しなどの環境づくりに取り組み、適切な支援を行います。

イ. 産・官・学の連携によるまちづくり

企業や大学との連携体制を構築し、企業や大学の専門性を活かし効果的、効率的な事業を行います。あわせて中等教育機関との連携体制も構築し、町事業への学生ボランティアの参画を促進します。

(7) 情報の透明化

町民活動団体や企業などが新たな公共サービスに参入できるよう、情報、相談機能、支援体制の充実を図るとともに、速やかな情報の発信を行い、積極的な情報公開に努めます。

ア. 情報、相談機能、支援体制の充実強化

行政が保有するさまざまな情報の透明化を実施し、情報共有の推進を図り、相談窓口・広報広聴機能の充実・一元化を実施していきます。

3 取り組みの期間

平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間とします。

IV 進行管理

この大綱に基づく行政改革の着実な推進を図るために、個別項目毎に取り組みの目標を設定して成果を把握し、検証を行った上で定期的に見直して進行管理を行います。

また、改革における実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、個別項目毎に実施状況の公表を行います。

第4次二宮町行政改革大綱の体系図(案)

基本方針	重点目標	個別項目	具体的な取り組み
1. 組織体制の強化	(1) 効率的な組織体制の実現	ア. 組織のスリム化	機構の見直し
			広域行政の推進
			ICTを活用した業務の効率化
		イ. アウトソーシングの推進	業務内容の見直し
			雇用形態の見直し
			人件費の抑制
	ウ. 町民サービスの向上	窓口サービスの向上	
		行政手続の電子化・ネットワーク化	
	(2) 人材育成の推進	ア. 職員能力の向上	人材育成基本方針の策定
			職員研修の充実
人事評価制度の確立			
多様な人材の活用			
2. 持続可能な財政の確立	(3) 歳出構造の見直し	ア. 長期財政計画の策定	町債残高の計画的な削減
			工事・委託・物品調達コストの縮減
		イ. 事業・補助金の見直し	補助金制度の抜本的な見直し
			事務事業の見直し
			イベント的な事業のスクラップアンドビルド
			行政評価結果の予算への反映
	(4) 財源の確保	ア. 自主財源の確保	収納の強化
			受益者負担の適正化
			未利用地の整理・活用
		イ. 依存財源の確保	新たな財源の確保
	(5) 施設の効率的な運営	ア. 公共施設の統廃合・効果的な配置	公共施設再配置全体計画の策定・推進
			公共施設再配置実施計画の策定・推進
			統廃合・再配置・維持管理に係る財源確保
			長期的な維持管理計画の策定
3. 多様な主体との協働	(6) 町民参画の促進	ア. 町民参画の仕組みづくり	まちづくり条例の制定と町民活動推進条例の見直し
			町民や団体の主体的な活動に対する適切な支援
			地域コミュニティ活動の推進
		イ. 産・官・学の連携によるまちづくり	官学連携の推進
			企業、関係団体等との連携
	(7) 情報の透明化	ア. 情報、相談機能、支援体制の充実強化	町民との情報共有の推進
			相談窓口・広報広聴機能の充実・一元化